

インドの法制度の概要 ―会社の種類とその特徴―

琴 浦 諒*

【訂正】

本シリーズ第1回「インドの法制度の概要／インド企業と契約する場合の留意点」の記事の3 (3)で、

「近時、インドの最高裁は、2012年9月6日の Bhatia International v Bulk Trading SA 事件に関する判決において、「(当事者の合意の有無にかかわらず) 外国で行われる仲裁には、1996年仲裁および調停法の第一章は適用されない」との新判断を示しており、実質的な判例変更を行っている。」

とあるのは、

「近時、インドの最高裁は、2012年9月6日の Bharat Aluminium Co. v. Kaiser Aluminium Technical Service Inc. 事件に関する判決において、「(当事者の合意の有無にかかわらず) 外国で行われる仲裁には、1996年仲裁および調停法の第一章は適用されない」との新判断を示しており、実質的な判例変更を行っている。」

の誤りでしたので、ここに訂正いたします(下線部分が修正箇所です)。大変失礼いたしました。

なお、訂正前の原稿の「Bhatia International v. Bulk Tradings S.A.事件」は、「Venture Global Engineering v. Satyam Computer Services Ltd.事件」とともに、「インド国外の仲裁および仲裁判断であっても、インドの国内法に基づき、インドの裁判所が干渉できる」ことをインドの最高裁が

判示した従前の判例であり、この判例の変更を行ったのが、Bharat Aluminium Co. v. Kaiser Aluminium Technical Service Inc.事件におけるインド最高裁の判断となります。

1. 会社の種類

インド会社法上、会社 (company) には、有限責任会社 (limited company)、保証付有限会社 (company limited by guarantee) および無限責任会社 (unlimited company) の3種類がある。

有限責任会社とは、出資者 (株主) がその出資の限度で責任を負う会社をいい、日本法上の株式会社に相当する。日本企業がインドに会社を設立する場合には、通常、有限責任会社を選択される。そのため、以下では、専ら有限責任会社について説明する。

なお、保証付有限会社とは、原則として会社は有限責任であり、株主は出資の限度で責任を負うが、会社が清算、解散するに至った場合、株主があらかじめ定められた金額を上限として会社の債務に対して責任を負う会社をいう。保証付有限会社において、債権者が株主に直接責任を追及できるのは会社が清算、解散した場合に限られており、また、株主が責任を負う金額は、あらかじめ定款により定められている (したがって無限責任というわけではない)。さらに保証付有限会社については資本金を持つものと持たないものとに分けられる。保証付有限会社における資本金の有無は、会社が清算、解散に至った場合に、債権者への引き当て資産としての会社の資本金を有するか否かの相違となる。

また、無限責任会社とは、その社員 (出資主) が、

* ことうら りょう

弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

会社の債務につき、会社債権者に対して会社とともに無限連帯責任を負う会社であり、日本法上の合名会社に相当する。保証付株式会社との主な相違は、会社が清算、解散に至っていなくとも社員に対して責任追及できること、社員が責任を負う金額に制限がないことなどである。

2. 公開会社と非公開会社

有限責任会社は、その資本金額や定款規定により、さらに非公開会社 (private company) と公開会社 (public company) とに区別される。

非公開会社は、比較的少額の資本金を有し、少数の株主および取締役から成る、比較的緩やかな組織構成および組織運営が認められている会社形態である。一方、公開会社は、比較的多額の資本金を有し、多数の株主および取締役から成る、厳格な組織構成および組織運営が求められる会社形態である。

この非公開会社と公開会社の区別は、いわゆる上場会社と非上場会社との区別とは別個の、インド会社法 (およびその法源である英国会社法) 特有の概念であり、日本の会社法上の「公開会社」(日本会社法2条5号) および「『公開会社』でない会社」(いわゆる非公開会社) の区別に類似する。

なお、インド国内の証券取引所に上場するためには、非公開会社の要件 (下記参照) の1つである株式の譲渡制限規定が附属定款から削除される必要があるため、インドの上場会社は全て公開会社であるが、公開会社が全て上場会社というわけではない。

会社を非公開会社として設立するか公開会社として設立するかは、原則として会社を設立する発起人 (promoter) の意思に委ねられているが、銀行、保険会社等、いわゆる業法規制を受ける業種については、公開会社としての設立が義務付けられることもある。

インド会社法上、非公開会社の商号には、原則として「Private Limited」という文言を入れる必要があり、公開会社の商号には「Limited」という文言を入れる必要がある。そのため、インドにおいて設立された会社が非公開会社か公開会社か

は、通常は商号を見るだけで区別することができる。

(1) 非公開会社 (private company) の定義

インド会社法上、非公開会社は、以下の要件をみたす会社と定義されている。

①資本金が10万ルピー以上、かつ

②附属定款 (Articles of Association) に次の全ての規定がある会社

(i) 株式譲渡の制限

(ii) 株主数の上限を50人以下 (ただし、会社の経営者兼株主はこの人数に含まれない) に制限

(iii) 株式および社債の公募発行の禁止

(iv) 株主、取締役またはそれらの親族以外の個人からの借入れの禁止

①の要件について、資本金10万ルピー未満での有限責任会社の設立は、インド会社法上認められていないため、実質的には非公開会社の要件は②のみである。

また、②の要件について、上記 (i) から (iv) の内容が全て附属定款に明文で規定される必要がある点に留意しなければならない。たとえ事実として、株主が50人以下であったり、株主、取締役またはそれらの親族以外の個人からの借入れが行われていないといった状態であったとしても、それだけでは非公開会社の要件はみたされない。あくまで附属定款に上記各要件が明文で規定されることが必要となる。

(2) 公開会社 (private company) の定義

一方、公開会社は以下の要件をみたす会社と定義されている。

①資本金が50万ルピー以上、かつ

②非公開会社に該当しないか、または「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社 ("a private company which is a subsidiary of a company which is not a private company")」に該当する会社

①の要件について、資本金が50万ルピー未満の公開会社の設立は認められていない。したがって、

表1 非公開会社と公開会社の相違の概要

	非公開会社 Private Limited	公開会社 Limited
商号の末尾		
要件	①資本金が10万ルピー以上、かつ ②附属定款 (Articles of Association) に次の全ての規定がある (i) 株式譲渡の制限 (ii) 株主数の上限を50人以下 (iii) 株式および社債の公募発行の禁止 (iv) 株主、取締役またはそれらの親族以外の個人からの借入れの禁止	①資本金が50万ルピー以上、かつ ②非公開会社に該当しないか、または「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社 (“a private company which is a subsidiary of a company which is not a private company”）」に該当する会社
組織構成	株主…最低2人 取締役…最低2人 監査委員会の設置不要	株主…最低7人 取締役…最低3人 資本金が5000万ルピー以上の場合、監査委員会の設置必要
組織運営	公開会社に適用される多くの手続規定、コンプライアンス規定の適用が免除	厳格な組織運営およびコンプライアンス規制

公開会社の要件も、実質的には②のみである。

②はいわゆるみなし公開会社規制であり、詳細は後述のとおりである。

(3) 非公開会社と公開会社の相違

非公開会社と非公開会社では、株主や取締役の最低必要人数が異なるなど、組織構成面において相違がある。たとえば、公開会社については最低でも7人の株主および3人の取締役が必要とされているのに対し、非公開会社では最低2人の株主および2人の取締役で足りるとされる。また、一定の資本金要件 (5000万ルピー以上) を満たす公開会社において設置が義務付けられている監査委員会 (audit committee) ⁽¹⁾ も、非公開会社においては資本金額にかかわらず設置は不要である。

また、非公開会社には公開会社に適用される多くの手続規定、コンプライアンス規定の適用が免除されるなど、非公開会社と公開会社では、組織運営面についても相違がある。

たとえば、株主総会の招集、定足数、議決権行使等について強行規定 (条文上「附属定款で別の定めができる」と明文で規定されている場合を除き、附属定款で別の定めをしたとしても無効) とする規定は、非公開会社には適用されない。さらに、第三者に対する新株発行は、公開会社では原則として株主総会特別決議が必要とされているのに対し、非公開会社では取締役会決議のみで行う

ことができる。

その他、非公開会社については、各種行為についてのインド中央政府の事前承認取得義務の免除、役員報酬の上限規定の免除、他の会社への貸付や他の会社の株式の購入規制の免除等、多くのコンプライアンス規定が免除されている。

上記非公開会社と非公開会社の相違の概要については表1を、また具体的に非公開会社において免除されている各種コンプライアンス規定の内容については、表2を参照されたい。

3. みなし公開会社規制

(1) 規制の概要

上記2 (3) で述べたとおり、非公開会社と公開会社とでは、非公開会社の方が簡素な組織構成であり、また非公開会社は公開会社に適用される多くの手続規定、コンプライアンス規定の適用が免除されるなど、組織運営も容易であることから、一般には、日本企業がインドに会社を設立する場合、非公開会社の方が会社運営を行いやすい。

しかしながら、既に述べたとおり、インド会社法3条1項 (iv) (c) が、公開会社の定義の中に、「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社 (a private company which is a subsidiary of a company which is not a private company) 」を含めていることから、設立する会社を非公開会社として設立、運営したくとも、当該会社の資本構成によっては

表2 非公開会社への適用除外規定一覧

※各項目の文末括弧内の条文は、当該規定が非公開会社において適用除外であることを定めるインド会社法上の根拠条文である。

※網掛けされた箇所は、公開会社には適用されるが、いわゆるみなし公開会社には一般に適用されないと解される規定である。

- (1) 会社設立時の株式割当の際に、会社登記局に趣意書 (statement in lieu of prospectus) を提出しなければならないとする規定 (70条3項)
- (2) 自己株式の購入や親会社の株式購入のための借入れの禁止 (77条2項)
- (3) 株主総会特別決議なくして、または株主決議普通決議およびインド中央政府の認可なくして、第三者に対して新株発行を行ってはならないとする規定 (81条3項 (a))
- (4) 種類株式についての各種規定 (株式の種類を資本株式 (equity share) および優先株式 (preference share) の2種類とする規定 (85条)、新株として発行できる株式の種類も上記2種類に限定される旨の規定 (86条)、株式の議決権に関する規定 (87条)、インド会社法の施行時にすでに存在した過度の議決権に関する規定 (89条)) (90条2項)
- (5) 一定の場合における、会社法委員会 (Company Law Board) の事前許可なしでの株式の売買の禁止 (111条13項)
- (6) 会社登記局による営業開始証明書 (Certificate of Commencement of Business) の交付前の業務開始の禁止 (149条7項)
- (7) 法定株主総会 (statutory meeting) の開催義務 (165条10項)
- (8) 株主総会の招集、定足数、議決権行使等について定める171条から186条を強行規定 (条文中「附属定款で別の定めができる」と明文で規定されている場合を除き、附属定款で別の定めをしたとしても無効) とする規定 (170条1項 (ii))
- (9) 取締役およびマネージャーに対する報酬の合計上限金額を当期純利益の11%とする規制 (198条1項)
- (10) 会社登記局に提出した損益計算書を、株主以外の者が閲覧できるとする規定 (220条1項)
- (11) 取締役は3名以上でなければならないとする規定 (252条2項。なお、同項は、公開会社以外の会社も最低2人以上の取締役を持たなければならない旨定めているため、非公開会社についても最低2人以上の取締役を選任する必要がある)
- (12) 定員の3分の2以上の数の取締役を、ローテーションにより退任する取締役 (任期の長い者から3分の1またはそれに最も近い数ずつ、定時株主総会において退任していく取締役) としなければならないとする規定 (255条1項)
- (13) 取締役に就任しようとする者は、取締役選任が予定されている株主総会の14日以上前までに、会社に対して、自己が取締役候補者となることについての自著による表明通知を行わなければならないとする規定 (257条2項)
- (14) 12人を超える数の取締役を選任する場合または附属定款で定めた取締役の人数を超える数の取締役を選任する場合、インド中央政府の認可が必要となる旨の規定 (259条)
- (15) 取締役選任においては、個別の取締役ごとに株主総会普通決議による選任決議を行わなければならないとする規定 (263条1項)
- (16) 取締役に選任された者について、就任承諾書を会社登記局に提出しなければならないとする規定 (264条3項)
- (17) 附属定款に、取締役となるための株式取得要件 (share qualification) を定めた場合における、取締役選任手続についての規定 (266条5項、273条)
- (18) マネージング・ディレクター (managing director)、ホールタイム・ディレクター (wholetime director) またはローテーションで退任する取締役以外の取締役の選任に関する規定 (基本定款、附属定款、契約いずれの規定であると問わない) を修正する場合、インド中央政府の認可が必要とされる旨の規定 (268条)
- (19) インド会社法別紙13 (schedule XIII) の要件 (一定の法令上の罰則により処罰を受けた事がないこと、25歳以上70歳未満であること、インド居住者 (ここにいう「インド居住者」の要件は、満12ヶ月以上継続してインドに居住していること) であること等) をみたさない者を、公開会社のマネージング・ディレクターまたはホールタイム・ディレクターに選任する場合に、インド中央政府の認可を得る必要があるとする規

定 (269条2項、インド会社法別紙13 (schedule XIII))。

- (20) 取締役の不適格要件の限定列举 (274条3項が、非公開会社については、附属定款に規定することにより、同条1項に規定される以外の不適格要件を定めることができる旨規定していることの反対解釈として、公開会社についてはこれら以外の不適格要件を附属定款で定めることはできないと解されている。274条3項)。
- (21) 1人が15社を超える会社の取締役を兼任することの禁止 (278条)
- (22) 取締役の資格喪失事由の限定列举 (283条3項が、非公開会社については、附属定款に規定することにより、同条1項に規定される以外の事由を資格喪失事由とすることもできる旨規定していることの反対解釈として、公開会社については、これら以外の事由を附属定款の規定により資格喪失事由とすることはできないと解されている。283条3項)。
- (22) 資本金が5000万ルピー以上の場合の監査委員会の設置義務 (292A条1項)
- (23) 取締役会の権限の制限 (293条1項)
- (24) インド中央政府の事前承認なしに、会社が取締役またはその一定の関係者に対して貸付、保証および担保の差入れを行うことの禁止 (295条2項)
- (25) 利益相反取引において、利益が相反する取締役が、当該利益相反取引についての取締役会決議に参加することの禁止 (300条2項)
- (26) 会社登記局に登録される取締役情報において、取締役の誕生日を記載しなければならないとする規定 (303条1項)
- (27) マネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクター以外の取締役に對する報酬の上限額規定 (309条9項)
- (28) 取締役報酬を増額の方向で変更する場合に、インド中央政府の認可を必要とする規定 (310条)。
- (29) 取締役の再任または取締役のマネージング・ディレクターもしくはホールタイム・ディレクターへの就任に際して、その報酬を増加させる場合に、インド中央政府の認可を必要とする規定 (311条)
- (30) 既に他の会社のマネージング・パートナーまたはマネージャーとなっている者を、会社のマネージング・パートナーまたはマネージャーに選任する場合において、取締役会全員一致の賛成のほか株主総会普通決議を必要とする規定 (316条2項、386条2項)
- (31) マネージング・ディレクターの任期を最長5年とする規定 (317条4項)
- (32) 純利益の確定方法および減価償却費の計算に関する一定の規定 (349条、350条および355条)
- (33) 公開会社において、会社の払込済み株式資本の60%または準備金の100%のいずれか高い方の額に相当する金額を越えて、法人間貸付、投資または保証を行う際に、取締役会全員一致の賛成のほか、株主総会特別決議を必要とする規定 (372A条8項)
- (34) マネージャーの兼任上限および報酬上限規定 (388A条)
- (35) インド中央政府が、取締役会の構成を変更できるとする規定 (409条3項)

それができない場合がある (以下、本稿においてはこの規制を「みなし公開会社規制」と呼ぶ)。

みなし公開会社規制は、親会社がインド法人の場合のみならず、日本法人その他の外国法人である場合にも適用される。親会社となる会社がインド法上公開会社に該当するかどうかは、インド会社法4条7項本文により、当該外国企業がインドで設立されたと仮定して、公開会社の要件をみたすかどうかにより判断される。

日本の会社法は、インドの会社法とは基本的な法思想自体が異なるため、いわゆる非公開会社 (日本法上の非公開会社) といえども、定款の明文規

定で株主数を制限したり、株式等の公募発行を禁止したりはしていないのが通常である⁽²⁾。また、日本の会社法上最低資本金規制は撤廃されているものの、インドへの進出を企図する程度の規模を有する会社は50万ルピー相当額 (2012年12月末現在、約75万円) を越える程度の資本金は有しているのが通常である。

したがって、ほとんど全ての日本企業は、インドで設立されたと仮定した場合、インド会社法上の公開会社に該当すると考えられる。そのため、日本企業が直接インド現地法人または合弁会社の親会社となる場合、当該現地法人または合弁会社

は、常に「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社」に該当することとなる。

(2) 例外

みなし公開会社規制には、外国法人が完全親会社となる場合について例外が設けられている。

すなわち、「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社」に該当する会社であっても、当該会社の株式が、単一または複数の外国法人 ("one or more bodies corporate incorporated outside India") により100%保有されていれば、当該会社は非公開会社として扱われる（インド会社法4条7項但書）。

この例外規定に基づき、日本法人その他の外国法人が単独または複数でインドに完全子会社として現地法人を設立する場合、当該現地法人が非公開会社の要件をみたしていれば、当該現地法人は非公開会社として扱われることになる。

他方で、インド現地企業と合弁会社を設立する場合など、会社が日本企業の100%保有とならない場合には、親会社（当該会社の株式を過半数保有する者等）となるインド法人または外国法人の属性により判断することになる。日本企業が過半数を保有する場合に、常にみなし公開会社規制の問題が起ころうことは、既に述べたとおりである。

(3) 規制が適用された場合の効果

みなし公開会社規制が適用される会社は、たとえ非公開会社であったとしても、公開会社と同様の組織運営、コンプライアンス規制に服する。

他方で、一般に、みなし公開会社規制が適用される会社であっても、組織構成面および登記面においては非公開会社として扱われ、公開会社として設立、登記する必要まではないと解されているようである。

ただし、みなし公開会社規制が適用される会社の組織構成をどのようにすべきかについては、これまでのところ、インドにおける会社法関連争訟の審判機関である会社法委員会（Company Law Board）⁽³⁾ や、裁判においても特に明示的な見解

は示されておらず、グレーゾーンとなっている。

そのため、違法リスクを最小化するという見地からは、みなし公開会社規制が適用される会社については、公開会社として設立、登記するというのも1つの方法であろう。

[注]

- (1) 取締役会決議において定められた監査委員会規約に基づき、会社の業務監査および会計監査を行う委員会をいう。その権限は、日本法上の委員会設置会社における監査委員会に類似する。
- (2) 日本の会社法上、株主数制限や株式公募発行の禁止等を定款に規定することは禁止されていないと解されるものの、インドと日本の法思想の相違などから、あえてそれらを明文で定款に規定している日本企業はほとんど存在しないと思われる。
- (3) インドには、通常の司法権に属する裁判所のほか、準司法機関（Quasi-judicial authorities）と呼ばれる、一定の専門性のある争訟（税務争訟、労働争訟など）について、第一審の専属管轄権を有する審判機関が存在する。準司法機関は、インド政府または州により設置された行政機関であり、その取扱い対象とする紛争につき、裁判所と同様の紛争審判機能を有している。会社法委員会（Company Law Board）は、株主と取締役間の紛争など、会社に係る紛争について管轄を有する。なお、数年前のインド会社法の改正により、会社法委員会は内国会社法審判所（National Company Law Tribunal）に改組されることとなったが、2012年12月現在、同改正は施行されておらず、したがって現在でも会社法委員会が準司法機関として機能している。